

町の区域の変更について

公有水面の埋立てにより、あらたに次に掲げる土地が生じたことに伴い、熊本市の町の区域を次のとおり変更する。

熊本市長 大 西 一 史

あらたに生じた土地	編入する町
熊本市西区河内町河内字鵜通洞1465の3及び1465の2地先並びに字宮ノ上1454の74、1454の39、1454の71、1454の79、1454の75、1454の80、1454の82、1454の85、1454の87、1454の89、1454の90及び1454の10地先並びに1454の10に隣接する昭和61年4月21日付け熊本県指令河第2号の免許に係る埋立地地先公有水面埋立地 6,514.28平方メートル	熊本市西区河内町河内字宮ノ上

(提出理由)

公有水面の埋立てにより、市の区域内の町の区域を変更するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。